

○公益社団法人飯塚市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱

平成22年3月18日

飯塚市告示第60号

改正 H24-144、H25-107(題名改称)

(趣旨)

第1条 公益社団法人飯塚市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が行う高年齢者の就業機会確保を図るための事業及びこれらの事業を円滑に推進するためのセンター運営に対して交付する補助金に関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H25-107一改)

(補助金の対象事業及び経費)

第2条 センターが行う補助金の対象となる事業及びその経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の交付時期)

第4条 補助金の交付時期については、規則第17条第2項の規定により前期・後期の2期に分け、両期間中に前払いができるものとする。

(H24-144一改)

(帳簿の備付け)

第5条 センターは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかねばならない

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る申請書等の様式その他の補助に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月17日 告示第144号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の社団法人飯塚市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年4月17日 告示第107号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の社団法人飯塚市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱の規定は平成25年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

(H24-144全改)

事業	種目	対象経費
運営費(加算分含む。)	人件費	職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、福利厚生費、職員給与引当金、退職金掛金
	管理費	光熱水料、公租公課、借料及び損料、雑役務費
	事業費	旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、賃金(会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。)、社会保険料、教材費、訓練委託費、雑役務費
シルバーサポート事業	事業費	諸謝金、社会保険料、旅費、借料及び損料、会議費、印刷製本費、通信運搬費、教材費、雑役務費
企画提案方式による事業	事業費	諸謝金、社会保険料、旅費、借料及び損料、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、事業設備費(事業開始初年度に限る。)